

製品ガイド

日本国内に関する MSDS(製品安全データシート)制度について

品質管理部 品質管理グループ 課長代理 河本 拓三

1.はじめに

現在、産業ベースで使用されている化学物質は実に幅広く、その種類も多くなっています。私たち化学物質を取り扱う事業者は、環境や人の安全に対して悪影響を及ぼさないように化学物質等を適切に管理する社会的義務があります。

しかし現状では、化学物質の種類、保管上の注意、その有害性は多様になっており、事業者はそれらの情報を十分に把握できていない場合が考えられます。化学物質を譲与・提供する事業者から、それらの情報を入手しようとしても、技術保守の観点から十分な情報を得られないことが多く、情報の伝達に関するルールが無ければ、事業者から事業者へ有害性等の情報が確実に伝達されることが困難となります。

以上の背景から、米国・欧州では化学物質の名称、物理的・化学的性質、有害性情報、保管上の注意等の情報を記載した MSDS(製品安全データシート :Material Safety Data Sheet) の法制化が行われ、日本国内においても 2000 年より MSDS の提供が義務化されておりました。

ここでは、MSDS 制度の経緯、PRTR 法及び労働安全衛生法で定められている MSDS 提出義務の概要および溶接業界の対応状況について紹介します。

2.MSDSの経緯

海外と日本の大まかな流れについてご紹介します。

①米国では、1985 年に危険有害性周知基準施行により MSDS 義務化がスタートした。

②欧州では、1992 年に EU 指令により MSDS 義務化がスタートした。

③米国・欧州で 1997 年、MSDS に係る国際規格 ISO11014-1 が発刊された。

④一方、日本では 2000 年に MSDS に係る日本工業規格 JIS Z 7250 を制定、労働安全衛生法・改訂による MSDS 提供の義務化、そして 2001 年に化学物質管理促進法(PRTR 法)による MSDS 提供の義務化という流れで現在に至っている。

3.各法令のMSDS 交付義務

日本国内における MSDS 交付義務を定めた法令は労働安全衛生法、化学物質管理促進法の 2 つがあり、それぞれ交付義務の目的が異なるため、対象物質や対象製品、提供すべき内容が異なっています。それらを比較したものを下表に示します。

4.日鐵住金溶接工業 溶接材料のMSDS について

弊社の溶接材料 MSDS はホームページ (URL <http://www.nsswelding.co.jp>) の中の「MSDS/PRTR」のコーナーに掲示しております。本コーナーに「労働安全衛生法準拠の MSDS」と「PRTR 法対応の MSDS」があり、必要な項目を選択すれば、各々の MSDS の一覧表が表示され、関連の MSDS が閲覧できます。また MSDS に関する情報として「MSDS について」、「PRTR 法に対応するための資料」、「PRTR 法とは?」を解説しております。ご参照下さい。

表 労働安全衛生法、化学物質管理促進法における MSDS 内容の違いについて

項目	労働安全衛生法 厚生労働省	化学物質管理促進法 (PRTR 法*) 経済産業省
施行日	2000 年 4 月 1 日	2001 年 1 月 1 日
交付義務の目的	相手方において取り扱う労働者の健康障害防止のために実施する、労働者に対する教育や暴露防止策実施のための情報提示	相手方における、指定物質の環境への排出量及び移動量の把握と届出、及び化学物質の改善を行うための情報提示
交付制度	事業者が対象化学物質を他の事業者に譲与・提供する際には、その情報 (MSDS) を提供する義務がある	事業者が対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届け出る義務がある。国等は集計データを公表し、また国民は事業者が届け出た内容について開示を請求することができる
対象製品	労働安全衛生法令別表第 9 に記載された物質の含有量が 1wt% 以上の製品	第 1、第 2 種指定化学物質の含有量が 1wt% 以上の製品 (金属・シアン換算後、特定第 1 種は 0.1wt% 以上)
対象外製品	1) 一般消費者の生活用品 2) 薬事法の医薬品、医学部外品、化粧品 3) 農業取締法の農薬 4) 取扱過程で固体以外の状態、粉・粒状にならない製品 5) 対象物質が密封状態で取り扱われる製品	1) 取扱過程で固体以外の状態、粉・粒状にならない製品 2) 指定物質が密閉状態で取り扱われる製品 3) 一般消費者の生活用品 4) 再生資源、廃棄物
提供すべき情報	1) 名称、成分及び含有量、物理的及び科学的性質、人体に及ぼす影響 2) 貯蔵又は取扱い上の注意 3) 流出その他の事故が発生した場合の応急処置 4) 会社名、住所	1) 製品名、化学物質名称、政令番号、指定種別、含有量 2) 製品の漏出時の措置、取扱い上及び保管上の注意 3) 製品の物理的・科学的性質、安定性及び反応性、有害性、暴露性 4) 製品の廃棄上、輸送上の注意 5) 会社名、住所

* PRTR: Pollutant Release and Transfer Register の略